

# 一般社団法人 i R I C - U C 会員規則

## (目 的)

第1条 本規則は、一般社団法人 i R I C - U C (以下「当法人」という。)の定款に基づき、会員の入会、退会、権利、義務その他会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員の種別)

第2条 当法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会した団体

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

## (入 会)

第3条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書に必要事項を記載のうえ、当法人に提出しなければならない。

2 入会は、社員総会の承認があったときにその効力を生じる。

3 賛助会員は、入会にあたり、ゴールド会員又はシルバー会員のいずれかの区分を選択するものとする。

## (会員の権利)

第4条 正会員は、次の各号に定める権利を有する。

(1) 社員総会における議決権の行使

(2) 当法人が開催する講習会、講演会その他の事業への参加

(3) 当法人が提供する情報及びサービスの利用

(4) その他定款及び諸規則に定める権利

2 賛助会員は、前項第2号から第4号までに定める権利を有する。ただし、社員総会における議決権は有しない。

(会員の義務)

第5条 会員は、次の各号に定める義務を負う。

- (1) 定款及び本規則その他当法人の諸規則を遵守すること。
- (2) 社員総会の決議に従うこと。
- (3) 所定の会費を納入すること。
- (4) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしないこと。

(会費)

第6条 会員の会費は年額とし、以下のとおりとする。

(1) 正会員 1万円

(2) 賛助会員

ゴールド会員 80万円

シルバー会員 30万円

- 2 正会員は、理事の過半数の決定により、その会費を免除することができる。
- 3 会費の納入は、会費請求により指定される納入期限日までに会費年額の全額を当法人の指定口座に納入しなければならない。
- 4 既に納付した会費は、いかなる事情があっても返還しない。

(会員資格の有効期間)

第7条 会員資格の有効期間は、会費の入金日から1年間とする。

2 会員資格を更新しようとする会員は、有効期間の満了までに会費を納入しなければならない。会費の入金をもって、入金日から1年間、会員資格が更新されるものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人所定の退会届を当法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の規定に基づき退会届を提出したとき。
- (2) 第6条に定める会費を所定の期日までに納入しなかったとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 第10条の規定により除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は諸規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号に定めるところにより、当該会員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(届出事項の変更)

第11条 会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当法人所定の届出書により届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったことにより会員に不利益が生じた場合であっても、当法人はその責任を負わない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称、住所その他必要な事項を記載又は記録した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 当法人は、会員から取得した個人情報を、当法人の事業の遂行に必要な範囲において適切に管理し、会員の同意なく第三者に提供しないものとする。

(改 廃)

第14条 本規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

以上

2025年 10月 1日 制 定